

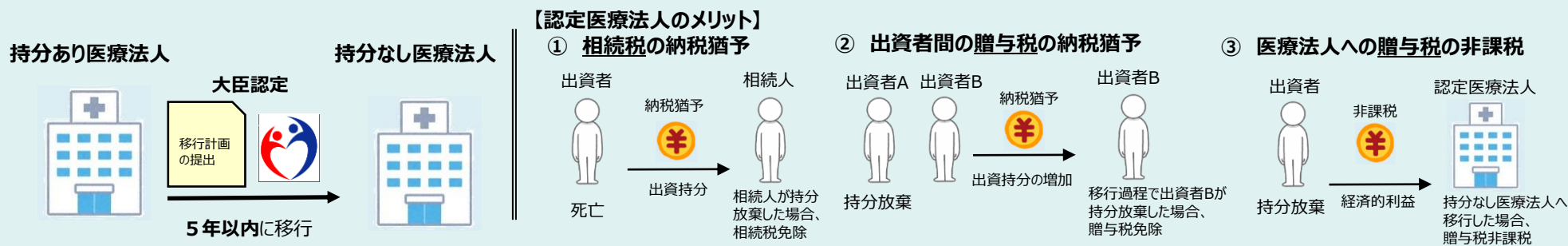
認定医療法人制度の延長等について

厚生労働省 医政局

認定医療法人制度の延長（案）

1 現状

- 医療法人の「非営利性」の徹底を主眼とした**平成18年の医療法改正**により、平成19年度以降は「**持分あり医療法人**」の**新規設立はできないこととなった**。
（注）医療法人の非営利性の徹底及び地域医療の安定性の確保を図るため、医療法人の残余財産の帰属すべき者から個人（出資者）を除外し、国等に限定した。
- 平成26年の医療法改正**により「**認定医療法人制度**」が創設（平成26年10月1日施行）され、「持分あり医療法人」が「持分なし医療法人」に移行する計画を作成し、その計画が妥当である場合は、厚生労働大臣の認定を受けるとともに、**税制上の優遇を受け**ることができることとなった。（注）出資者の相続人への相続税及び出資者間の贈与税の非課税措置の優遇措置を導入（下図①②）
- 平成29年10月からは、出資者の持分放棄に伴い医療法人へ課されるみなし贈与税の非課税措置**（下図③）も導入されたこと等により、**認定医療法人制度の活用件数は増加**してきており、**持分なし医療法人への移行には欠かせない制度**となっている。
（注）平成27年度から平成29年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した315法人のうち47法人（15%）が、平成30年度から令和5年度に「持分あり」から「持分なし」へ移行した1,184法人のうち887法人（75%）が認定医療法人制度を活用
- 「持分なし」への移行は着実に進んでいるものの、**現状でも多くの「持分あり医療法人」が存在することから、さらに移行を促進する必要**がある。（注）医療法人数 平成18年度末 約4.4万法人 うち、持分あり医療法人：約4.3万法人（98%）、持分なし医療法人：約0.1万法人（2%）
令和5年度末 約5.9万法人 うち、持分あり医療法人：約3.6万法人（62%）、持分なし医療法人：約2.3万法人（38%）



2 改正内容

- 認定医療法人制度**は令和8年12月31日までの措置であるところ、当該制度を**更に3年延長**する。

一般社団法人が開設する医療機関の非営利性の徹底について

- 医療法では医療機関の開設者は営利を目的としてはならないこととされている。
- 昨今、一般社団法人による医療機関の開設事例が増加しており、非営利性の観点で疑義が生じている状況。

都道府県衛生主管部局への調査概要

時点：令和6年3月13日 回答率：95.7%（全47都道府県のうち45都府県）

社団法人・一般社団法人が開設する医療機関数（令和5年時点（平成31年比*））
病院 82（+6） 医科診療所 780（+396） 歯科診療所 151（+42）

* 2府県については平成31年時点のデータは不明

<都府県からの回答内容（抜粋）>

- 医療法人立ではなく社団法人・一般社団法人立とした理由・目的
 - ・ 医療法人の附帯業務の範囲外の福祉や研究などの事業を行う
 - ・ 経営破綻した医療法人の事業承継
 - ・ 医師会や歯科医師会が開設する場合
- 医療法人以外の法人が医療機関を開設しようとするときの非営利性の確認方法
 - ・ 定款に剰余金の配当を禁止していること、残余財産の帰属先が国等になっていることが明記されているか
 - ・ 役員名簿・履歴書から取引関係のある営利企業の役員等が過半数を占めていないか
 - ・ 開設後2年以上の事業計画書、予算書及びその根拠資料、開設趣意書等の提出を求める 等
 - ※ 開設時の非営利性の確認のための基準等を定めているのは9都県の一部の自治体
 - ※ 監督・指導のための基準等を定めているのは3都県の一部の自治体
- 都府県が認識した一般社団法人立の課題
 - ・ 開設後の一般社団法人に対する、定款、役員、資産等についての行政の監督機能が及ばないことから、事業報告書等の届出等を求めることが必要
 - ・ 特に、美容医療での開設が増加傾向にある
 - ・ 医療法人以外の法人が医療機関を開設する際の統一的な非営利性に関する基準が必要
 - ・ 業務に制限がないため、診療所経営に支障が生じ、医療提供の質が低下する 等

一般社団法人立の医療機関の非営利性について、医療法人と同程度の確認が可能となるよう、開設時などにおいて新たに各種事項の届出を求めることや、非営利性の確認のポイントを示すことについて検討することとしてはどうか